

食品安全委員会（第845回会合）議事概要

日時：令和4年1月25日（火） 14:00～15:26
場所：食品安全委員会大会議室
出席者：山本委員長外6名
動画配信：一般12名、行政3名

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質
くん液蒸留酢酸
- ・農薬8品目
アシノナピル、ゾキサミド、トリフロキシストロビン、ピリフルキナゾン、フェンピラザミン、フルキサメタミド、メトブロムロン、メパニピリム

→厚生労働省及び担当の浅野委員から説明

農薬「アシノナピル」、「ピリフルキナゾン」、「フェンピラザミン」及び「フルキサメタミド」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「ゾキサミド」、「トリフロキシストロビン」及び「メパニピリム」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、農薬「ゾキサミド」及び「トリフロキシストロビン」については、農薬第五専門調査会において、農薬「メパニピリム」については、農薬第二専門調査会において審議することとなった。

農薬「メトブロムロン」については、農薬第三専門調査会において審議することとなった。

食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質「くん液蒸留酢酸」については、農薬第三専門調査会において審議することとなった。

（2）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「グリカルピラミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「Bacillus subtilis NT104 (pHYT2TD) 株を利用して生産された α -グルコシルトランスフェラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について

- ・「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針の一部改正（案）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについての一部改正（案）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明

取りまとめられた評価指針等の一部改正案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価指針等の一部改正案への反映を薬剤耐性菌に関するワーキンググループに依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・添加物「L-酒石酸カルシウム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、「L-酒石酸カリウム、メタ酒石酸及びL-酒石酸カルシウムのグループ ADI をL-酒石酸として 24 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・農薬「フルエンスルホン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フルトリアホール」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会
会で決定した評価結果と同じ結論、

「フルエンシルホンの許容一日摂取量 (ADI) を 0.014 mg/kg 体重/
日、急性参照用量 (ARfD) を 0.33 mg/kg 体重と設定する。」

「フルトリアホールの許容一日摂取量 (ADI) を 0.01 mg/kg 体重/
日、急性参照用量 (ARfD) を 0.075 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

・農薬「フロラスラム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、

「フロラスラムの許容一日摂取量 (ADI) を 0.049 mg/kg 体重/日、急性
参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100
系統」に係る食品健康影響評価について（食品）

→事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ
結論、

「除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100 系統（食品）につい
ては、『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき
評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100
系統」に係る食品健康影響評価について（飼料）

→担当の川西委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集手続は行わないこととし、遺伝子
組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100 系統（飼料）につい
ては、『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に
基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全
性評価基準』に基づき安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取
した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはない
と判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「MAM 株を利用して生産された α -アミラーゼ」
に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「MAM 株を利用して生産された α -アミラーゼについては、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

(6) 食品安全委員会の運営について（令和3年10月から12月まで）

→事務局から報告